

陸上自衛隊の 5 個方面管区体制の成立過程

日 田 大 輔

【要約】

本稿では、陸上自衛隊の方面隊がどのような背景で誕生し、その後いかなる経緯で 5 個方面隊による方面管区体制（以下、5 個方面管区体制）になったのかを考察する。

方面隊は、1960 年 1 月に 5 個方面体制（北部、東北、東部、中部及び西部方面隊）となって以来、現在に至るまでその数と配置を変えることなく陸上自衛隊最大の部隊として存在している。最初に編成された北部方面隊は、保安隊発足時の 1952 年 10 月に、次いで編成された西部方面隊は、自衛隊発足後の 1955 年 12 月に誕生したが、この西部方面隊が誕生した頃には、次の 2 つの課題があった。

その 1 つは、陸上自衛隊の部隊・機関の数が警察予備隊発足時と比べ増加していたため、これらに対する指揮系統を整理し、複雑多岐に亘る防衛庁・陸上幕僚監部の業務をいかに効率的に行える体制にするか、という課題である。もう 1 つは、防衛行政業務を担うことになった方面総監部の役割・編成をどのように見直すか、という課題である。これは、同じく防衛行政業務を担っていた管区隊の業務を上級司令部（方面総監部）に移管して、管区隊が本来の機動作戦部隊としての役割に集中できる体制を整える、ということにも関連していた。

これらの課題解決のため、防衛庁・陸上幕僚監部は、管区隊等との間に方面隊（方面総監部）を設置し、その方面隊を通じて全国の部隊及び機関を指揮統制できる体制とすること及び防衛行政の分掌事項を明確にするため方面管区制導入の検討を開始した。方面隊の設置について、陸上幕僚監部は当初 7 個程度の方面隊の設置を考えていたと思われるが、「陸上自衛隊の枠内」という制約により 5 個方面隊となった。また、方面管区制については、方面総監の権限をどのようにするかなどいくつかの問題があった。

このような多岐にわたる問題を整理、解決し、5 個方面管区体制は 1960 年 1 月 14 日に施行されることとなった。方面管区制の導入により、課題であった指揮系統の整理、方面総監部の役割と組織の見直し及び防衛行政業務がもたらす管区隊等への影響などが改善され、「その地域に対する防衛・警備及び防衛行政の指揮機能は格段に強化」された。

その後、陸上総隊などの中央司令部新設検討において、方面隊の減少案などが陸上幕僚監部内で議論されたものの、陸上自衛隊は方面管区制を維持しつつ、現在も方面管区制導入時と同じ方面隊の数及び配置で存在している。このことから、5 個方面管区体制の成

日田 陸上自衛隊の5個方面管区体制の成立過程

立は、陸上自衛隊の防衛警備あるいは防衛力整備を考察する上で重要な結節点であった、と言えるだろう。

はじめに

陸上自衛隊（以下、陸自）の部隊は、陸上総隊¹、方面隊、師団、旅団及びその他の防衛大臣直轄部隊などがある。このうち、方面隊は、1960年1月に5個方面体制（北部、東北、東部、中部及び西部方面隊）となって以来、現在に至るまでその数と配置を変えることなく陸自最大の部隊（編合部隊²）として存在している。

この方面隊は、先ず1952年10月に北部方面隊が、次いで55年12月に西部方面隊が編成され、60年1月の方面管区制施行に伴い東北、東部及び中部方面隊が編成されて5個方面体制となったが、これらの方面隊がどのような経緯で編成されていたのか、ということについては研究が蓄積されておらず明らかになっていない点も多い。

陸自の方面隊及び方面管区制の成立過程に焦点をあてた研究は管見の限り見当たらないが、渡邊拓弥と河野玄治が方面隊及び方面管区制について述べている部分がある³。渡邊は、師団創設経緯に関する研究の中で方面隊の特性について説明しており、そこでは保安隊時代、自衛隊発足時並びに方面管区制導入時に編成された各方面隊の特性（権限）が異なっていることを明らかにしている。また、河野は方面管区制導入に伴い整備された兵站諸制度（中央補給処化、後方補給体制の整備など）について明らかにしている。他方、陸上幕僚監部（以下、陸幕）内の検討、陸幕と防衛庁内部部局（以下、内局）の協議及び米地上軍との関係が方面隊や方面管区制の成り立ちにどのような影響を与えていたのか、という点については未解明な部分も多い。

そこで本稿では、近年利用可能になった史資料を活用して⁴、陸自の方面隊がどのような

¹ 陸上総隊（2018年3月新編）は、平素から運用に係る事項に関し方面隊等を指揮する等の役割を有している（「陸上総隊の役割」陸上総隊ホームページ<<https://sec.mod.go.jp/gsdf/gcc/hq/>> 2021年8月12日アクセス）。陸上総隊の新編まで、方面隊が陸自の最上位の部隊として存在していた。

² 陸自の部隊は、編制に関する訓令に定められている編制部隊（例えば、管区隊、混成団及び師団）と、部隊を隷属させることにより編制部隊でない部隊を組織する編合部隊（例えば、方面隊）などがある（「陸上自衛隊の部隊等の組織の要領及び指揮に関する訓令（改正平成23年4月27日隊訓第15号）」）。本稿では、特別に意味を示す場合を除き、一般的な用語としての編成を用いる。

³ 渡邊拓弥「陸上自衛隊の師団創設 組織編成からみる防衛力整備」防衛大学校総合安全保障研究科修士論文（2015年3月）。河野玄治「方面管区制と兵站体制—平時・有事の兵站支援と駐屯地業務隊、補給統制本部の統制権—」『陸戦研究』通巻438号（2016年12月）。

⁴ 例えば、「防衛庁史資料」国立公文書館所蔵、『宝珠山昇氏所蔵防衛関係史料』国立国会図書館憲政資料室所蔵など。防衛庁・自衛隊に関する史資料の整理及び公開状況については、「特集 日本の

背景（理由）で誕生し、その後いかなる経緯で5個方面隊による方面管区体制（以下、5個方面管区体制）になったのかを明らかにする。

本稿の構成は、第1節で方面管区制導入以前に編成された北部及び西部方面隊の新編経緯とその特性を明らかにして、その後の5個方面管区制導入の必要性が生じた背景と課題について分析する。第2節では、この課題を解決するため、防衛庁・陸幕がどのように取り組み5個方面管区体制を決定していったのかを明らかにする。

1 北部方面隊及び西部方面隊の新編と課題

(1) 北部方面隊の新編

1952年10月15日、北部方面隊は保安隊の定数増加（7万5,000人から11万人）に関連して新編された⁵。同年3月の国会において増原恵吉警察予備隊長官は、新しい方面隊は、2個管区隊以上の部隊を統轄する上級の指揮機関である方面総監部と、ある程度の直轄部隊を持つ形のもの、と説明している⁶。また、北海道に総監部（方面隊）を設置する理由について、大橋武夫警察予備隊担当国務大臣は、第一に、北海道が中央から距離的に離れており治安が乱れた場合は非常に守りにくい地域であること、第二に、北海道が広域であるにもかかわらず1個管区隊すら完全に配置してないような状態であること、を挙げている⁷。さらに、大橋は、方面総監部（方面隊）の必要性を次のように述べている⁸。

いかなる事態に対処してもその使命を全うし得るような、そうした形に育て上げて行くということが必要だと思います⁹し、そうなりますと中央においてこまかいところまで指揮しなければ動けないというようなことでは困るのでありまして、非常の場合には若干の部隊が連絡し、中央から大綱的な委任を受け、細部については独立して行動できるというような態勢を訓練して行くということは、これは必要なことだと考えられるわ

安全保障を記録する』『防衛学研究』第58号（2018年3月）所収の諸論文に詳しい。

⁵ 北部方面総監部は9月20日に設置されている。

⁶ 第13回国会衆議院内閣委員会議録第13号（1952年3月31日）7-8頁（増原恵吉警察予備隊長官発言）。

⁷ 同上（大橋武夫警察予備隊担当国務大臣発言）。増原長官は、北海道に部隊を配置することについて「特に治安上憂慮すべきものがあるから置くというほどの意味合いは持つておらぬ」と説明している（同8頁）。

⁸ 同上、10頁（大橋武夫警察予備隊担当国務大臣発言）。大橋の発言の中に、「大綱的な委任を受け」、「一または二の方面隊」とあるが、前者は「大綱的な事項（部分）を委任し」、後者は方面隊でなく「管区隊」の意味と理解した。

日田 陸上自衛隊の5個方面管区体制の成立過程

けでありまして、そうした訓練をいたすというのが、今回の方面総監部を新しく設ける主たる理由なのであります。この方面総監の指揮下において一または二の方面隊が協力して、中央からある程度委任された範囲で独立に行動できるようなそうした訓練をいたして参りたいという趣旨なのでございます。

その一方で、警察予備隊総隊総監部（当時。以下、総隊総監部）は、定数を増加するにあたり「2個管区隊増強」、「1個管区隊、学校、直轄部隊等の増強」及び「学校、直轄部隊等のみの増強」の3案を当初検討していた⁹。しかし、総隊総監部は「米顧問団当局とも協議の結果管区隊を増強せず、一方面隊の新設と後方部隊の増強を行う方針を決定」¹⁰した。これについて、1952年4月の国会で大橋大臣は、「この際管区の増設をするか、或いは他の種類の部隊を新設するかということについて研究をいたしましたのでございますが、特に国内治安の情勢から考えまして、この際においては管区の増設をいたしますよりも、むしろ北海道に新らしく方面総監部を新設いたしますと共に、方面総監部の直轄部隊を新設することによって北辺の治安の維持力を強化したい、こういう構想にまとまった次第でございます」¹¹と説明している。つまり、警察予備隊は管区隊の増設よりも方面隊を新編することの方が「北辺の治安の維持力の強化」を図るのに適していると判断したのである。

また、総隊総監部が方面隊新編の方針決定にあたり、米顧問団当局との協議を挙げているように、北海道に方面隊を設置した背景には米国の影響があった¹²。それは、1952年7月、リロイ・H・ワトソン（Leroy H. Watson）極東軍保安顧問部長が大橋大臣に提案した、警察予備隊が米駐留軍に代わって北海道防衛責任を引き受ける、という内容である。この提案を受け、警察予備隊幹部は極東軍保安顧問部幹部との間で「日本政府は1953年のある時期において北海道防衛の責任を執るべきものとする」とに合意し、これにより

⁹ 陸上幕僚監部総務課文書班隊史編さん係編『警察予備隊総隊史』（防衛庁陸上幕僚監部、1958年）105頁、東京大学法学部研究室図書館所蔵。（以下、『警察予備隊総隊史』）。

¹⁰ 同上。

¹¹ 第13回国会参議院内閣・地方行政連合委員会会議録第4号（1952年4月28日）1頁（大橋武夫警察予備隊担当国務大臣発言）。昭和27年度警察予備隊総合業務計画作成にあたっての長官指示には、方針の1つとして「11万人の部隊配置については、北海道方面に重点をおいて配置」することが述べられている（『警察予備隊総隊史』105頁。陸上幕僚監部総務課文書班隊史編さん係編『保安隊史』（防衛庁陸上幕僚監部、1958年）10-11頁、東京大学法学部研究室図書館所蔵。（以下、『保安隊史』））。

¹² 11万人への定数増加については、1952年に吉田茂首相とマシュー・B・リッジウェー（Mathew B. Ridgway）極東米軍総司令官の会談で合意している（秦郁彦『史録・日本再軍備』（文芸春秋社、1976年）197頁）。また、米顧問団は、「十一万編成における人員の概要」を警察予備隊に提案し、警察予備隊もこれを基礎として諸計画を立てていた（『警察予備隊総隊史』214頁）。

北海道の陸上防衛は日本が担当することとなった¹³。つまり、北海道防衛の責任を明確にすること及び北海道に方面隊を設置して北辺の治安維持力を強化することの両案を満たす北部方面隊の新編は日米双方にとって最適な案だったといえる。

このような経緯を経て、北部方面總監部（方面隊）は米陸軍の野戦軍をモデルとした軍団レベルの司令部（部隊）として誕生した¹⁴。その組織は、指揮機能である方面總監部、隷下部隊である第2管区隊及び新編された直轄部隊である特科団、独立第1施設群等をもって編成された¹⁵。また、その担当区域は、北海道及び東北4県（青森、秋田、岩手、宮城）であるが¹⁶、現在の北部方面隊と比較すると、東北4県を担当区域に含まれている点に特徴がある。これは、総隊總監部が孤立しやすいと考えていた北海道に対し、これと本州との間を結ぶ津軽海峡を戦略上の要衝とみなし、東北4県を含む地域一帯を北海道防衛のための作戦地域と捉えていたことが分かる。

その後、北部方面隊には第5管区隊（1954年8月新編）及び第7混成団（55年12月新編）が編成され、60年1月の方面管区制の施行時には2個管区隊、1個混成団及び方面直轄部隊を有する陸自最大の部隊となっていた。

（2） 西部方面隊の新編

1955年12月1日、西部方面隊は、北部方面隊に次ぐ陸自の2番目の方面隊として、陸自の定数増加（13万人から15万人）に関連し新編された。その編成は、方面總監部、第4管区隊と新編された第8混成団及び特科群等の直轄部隊であるが、北部方面隊（2個管区隊、1個混成団、1個特科群・特車群・施設群等）と比べ特車群が欠除しているなど、数・規模が小さい編成となっている点に特徴がある¹⁷。その西部方面隊の警備担当区域は

¹³ 柴山太『日本再軍備への道』（ミルネヴァ書房、2010年）512-513頁。荒井重則編集『自衛隊年鑑 1961年』（防衛産業会、1961年）60-61頁。

¹⁴ 宮崎弘毅「陸上自衛隊制度改善提言（その十六）」『国防』第34巻第6号（1985年6月）69頁。宮崎は、1939年東大卒、終戦時陸軍省経理局課員。51年警察予備隊入隊。陸幕監理部法規班長（55年～59年）、元陸幕監察官。宮崎は、保安庁第1幕僚監部監理部法規班長として、自衛隊法制定に携わっていた。なお、軍団は通常「軍」の一部として作戦実行面を担当するよう編成される。

¹⁵ 方面總監部の組織は、方面總監、副方面總監、幕僚長が各1名。一般幕僚として、第1部（人事）、第2部（情報）、第3部（警備、部隊の編成、教育訓練）及び第4部（補給・調達等）が、特別幕僚として、総務・厚生・法務・警務・会計等の15個の課があった（「方面總監部及び管区總監部組織規程（総理府令第78号）」（1952年10月17日））。

¹⁶ 『保安隊史』12頁。1953年2月、東北4県の地区警備の担任は第1管区隊に移管された（同33頁）。

¹⁷ 第24回国会参議院予算委員会第二分科会会議録第2号（1956年3月20日）13頁（北島武雄防衛庁経理局長発言）。

日田 陸上自衛隊の5個方面管区体制の成立過程

九州及び山口県であるが、これは北部方面隊新編時に津軽海峡を担当地域に含ませていたのと同様に、関門海峡を戦略上の要衝とみなし、これを含む山口県及び九州地域一帯（沖縄除く）を一つの作戦地域と捉えていたとみることができる¹⁸。

西部方面隊を九州に設置する理由について、政府は1955年7月の国会で、単独での任務達成は困難であり他の地区からの部隊の移動集中を考慮した場合、北海道、九州というところは平時から相当の総合部隊というものを配置する必要がある、と述べている¹⁹。これは、北部方面隊が新編された時の理由であった「距離及び治安」等の要因に加え、「(他の地区からの)管区隊等の移動集中」を新たな要因として追加している特徴がある。また、政府は56年3月の国会で「(北海道に重点を置きつつ)九州には、北海道に比較いたしまして多少小さくとも、相当独立して防衛のできる部隊を置くということが、これは全体的に見まして、わが国の防衛の態勢を整備するという上から申しまして、そういうように考え」²⁰ている、と説明している。この2つの政府説明から、当時の防衛庁・陸自がそれまでの管区内における管区隊の運用から、全国展開（移動集中）を対象とした管区隊の運用に変化した兆しが見えること、また国境に接しかつ海峡の存在によって孤立しやすい北海道及び九州地方の部隊整備を優先し、両地域の防衛力強化を図ろうとしていたことが分かる。

また、西部方面隊の新編は、1956年から開始された米地上軍の日本からの撤退が関係している²¹。この米地上軍の撤退について、政府は55年7月に「ことに地上部隊においては、アメリカ側の地上軍の撤退をなるべく早い時期に可能なようにしたい」²²、翌56年3月には「(米地上軍が)撤退してもあとが真空状態にならないようにということを目標といたしまして試案を立て、そうして実現をはかっておる」²³と国会で述べている。このことから、防衛庁・陸幕は米地上軍撤退の早期促進と撤退後の真空状態の回避のため、西部方面隊と2つの混成団（第7、8混成団。第7混成団は北部方面隊隷下部隊）を新たに編成して、北海道及び九州方面の防衛体制の強化を図ろうとしていたと思われる。なお、この時誕生した混成団は管区隊に準ずる部隊として位置づけられ、混成団長は管区総監と同様

¹⁸ 山口県は、1960年1月の方面管区制の施行に伴い、中部方面隊の隊区となった。

¹⁹ 第22回国会衆議院内閣委員会議録第41号（1955年7月15日）6頁（杉原荒太防衛庁長官発言）。

²⁰ 第24回国会参議院予算委員会第二分科会会議録第2号（1956年3月20日）13-14頁（船田中防衛庁長官発言）。

²¹ 1956年1月から第1騎兵師団の一部（約4,000人）が撤退を開始している（同上、15頁（門叶宗雄防衛庁長官官房長））。

²² 第22回国会衆議院内閣委員会議録第41号（1955年7月15日）1頁（杉原荒太防衛庁長官発言）。

²³ 第24回国会参議院予算委員会第二分科会会議録第2号（1956年3月20日）15頁（船田中防衛庁長官発言）。

に地方連絡部長等に対する指揮監督権が与えられていた²⁴。

このような経緯を経て西部方面隊が新編されたが、1954年の自衛隊発足時に、機関である地方連絡部、病院及び補給処を方面総監（及び管区総監）の指揮監督下とすることが決定され²⁵、これにより北部及び西部方面隊は上記機関に関わる防衛行政業務を担うことになっていた。

（3） 北部及び西部方面隊の特性と課題

北部及び西部方面隊の成立過程から、次の2つの特性が見えてくる。

第一の特性は、北海道防衛責任移管や米地上軍撤退にみられるように、方面隊の新編及びその配備は米地上軍の動きに影響を受けていた、という点である。この米地上軍の動きと方面隊新編の関係を裏付ける計画を、米国は1952年の時点で既に作成していた。その1つは、53年6月までに2個師団を基幹とする1個軍団（Hokkaido Force-Corps of two divisions）を編成して北海道防衛を担当させるとともに、同年度中に保安隊（当時）の部隊数を4個から6個に拡張し、さらに54年度に10個師団となるよう編成すること。そして、55年4月までに九州防衛のため1個軍団（Kyushu Force-Corps of two divisions）を編成して、これらの部隊によって56年7月までに日本防衛を担当させる、という内容の計画である²⁶。もう1つの計画は、米地上軍撤退後の日本の陸上防衛組織を中央本部、軍司令部及び5個軍団（北海道方面軍団、本州北部方面軍団、本州中央方面軍団、本州南部方面軍団及び九州方面軍団）とする計画である²⁷。これら2つの計画から、米国が北海道と九州に部隊を優先して配置しようと考えていたこと、方面隊の編成は軍団（Corps）レベルの部隊（司令部）を考えていたこと、及び日本の陸上防衛体制については軍司令部の指揮統制下に5個軍団司令部を設置することを考えていたことが分かり、また、その後の方

²⁴ 第22回国会衆議院内閣委員会議録第10号（1955年5月26日）5頁（加藤陽三防衛庁人事局長発言）。

²⁵ 自衛隊法（1954年6月9日法律第165号）第24-29条。

²⁶ “Agendas for Combined (US-JAPAN) Planning Committee meetings”, August 29, 1952, Hiroshi Masuda (ed.), *REARMAMENT OF JAPAN, PART1* (Tokyo: Maruzen, 1998) [microfiche], 1-F-10. 1954年5月、日本政府は米国に「陸上部隊はAタイプ師団（1万2,300人）6個と、Bタイプ師団（6,600人）4個からなる18万人体制」を整備することを正式に提示している（植村秀樹『再軍備と55年体制』（木鐸社、1995年）200頁）。

²⁷ “Japanese Defense Forces”, December 4, 1952, Hiroshi Masuda (ed.), *REARMAMENT OF JAPAN, PART2* (Tokyo: Maruzen, 1998) [microfiche], 1-A-254. その内容は、北海道方面軍団（3個歩兵師団基幹）、本州北部方面軍団（3個歩兵師団基幹）、本州中央方面軍団（4個歩兵師団基幹）、本州南部方面軍団（3個歩兵師団基幹）及び九州方面軍団（2個歩兵師団基幹）とする編成（定数34万8,000人、計15個師団）であった。

日田 陸上自衛隊の5個方面管区体制の成立過程

面隊の数・配置をみてもおおむねこの計画に近いものになっている。

第二の特性として、方面隊（方面總監部）の特性が変化した、という点である。最初に編成された北部方面隊（方面總監部）は、米陸軍野戦軍司令部と同様に行政機能をもたない軍団（司令部）タイプとして編成されたが、西部方面隊が編成された頃にはその性格が変化し、防衛行政業務を担うことになった。つまり、方面總監（及び管区總監・混成団長）が地方連絡部、病院及び補給処に対する指揮監督権を有することとなり、方面隊（方面總監部）が野戦軍としての役割に加え、防衛行政機関の役割も併せ持つことになったのである。

このように、北部及び西部方面隊の成立過程から2つの特性が明らかになったが、その一方で次のような課題も生じていた。

その1つは、陸自の部隊等に対する指揮統制に関する課題である。陸自は、1955年の西部方面隊新編時には2個方面隊6個管区隊2個混成団の部隊を有し、このうち長官直轄部隊であった3個の管区隊（第1、3、6管区隊）については防衛庁・陸幕が直接指揮統制を行っていた。そして、防衛庁・陸自は米国との合意に基づき、その後さらに2個部隊（混成団）を新編して計10個の機動作戦部隊体制にする計画があった。これは、防衛庁・陸幕が北部及び西部方面隊隷下部隊以外の5個の機動作戦部隊（第1、3、6管区隊及び第9、10混成団）だけではなく、一部の長官直属部隊及び機関に対しても今後指揮統制を行わなければならない状況となることを意味していた。なお、この機動作戦部隊に対する指揮統制について、警察予備隊創設時、極東米軍総司令部が総隊總監部の下に軍団レベルの中間司令部（仙台と京都）を設置して、それぞれ2個の師団（管区隊）を指揮する編制表を日本側に示したことがあった。しかし、この中間司令部案については日本側の「要員の不足」、「機構が複雑になるし、4個師団程度なら中央の直轄でいいではないか」という理由により立ち消えになった経緯があった²⁸。だが、この時すでに10個の作戦単位にまで部隊が増加していたため、防衛庁・陸幕としては、これらの部隊・機関に対する指揮系統を整理し、複雑多岐に亘る業務を効率的に行える体制（組織）をいかに整えるか、という課題に取り組む必要があった。

もう1つは、防衛行政業務を行う組織に関する課題である。先述のとおり、当初方面總監部は軍団タイプの野戦部隊司令部として編成されていたため、總監部の編成とは別の人員を充てて平時の防衛行政業務を処理しなければならない問題が生じていた²⁹。さらに、

²⁸ 防衛庁史室編「戦後防衛の歩み 警察予備隊から自衛隊へ 18」『朝雲新聞』1989年3月16日。読売新聞戦後史班編『「再軍備」の軌跡』（読売新聞社、1981年）78-79頁。林敬三初代警察予備隊総隊總監の証言。

²⁹ 「陸上自衛隊変遷史（その6）」『偕行』通巻766号（2014年11月）38頁。

本来管轄区域をもたない野戦機動部隊である管区隊及び混成団も方面隊と同様に防衛行政業務（募集、広報、補償等の各業務、演習場管理並びに施設の管理・維持等の所謂駐屯地業務等³⁰）を担っていたため、野戦機動部隊としての役割に支障をきたしている状況になっていた。このため、防衛庁・陸幕は、防衛行政業務を担うことになった方面総監部の組織・役割を見直し、また同様に管区隊等が担っていた防衛行政業務を解除し、管区隊等が本来の機動作戦部隊としての役割を果たす体制をいかにして整えるか、という課題に取り組む必要があった。

これらの課題解決のため、防衛庁・陸幕は、管区隊等との間に方面隊（方面総監部）を設置して、全国の部隊等をこの方面隊を通じて指揮統制できる体制にすること及び防衛行政の分掌事項を明確にするため方面管区制導入についての検討を開始した。

2 5個方面隊による方面管区制の決定

(1) 5個方面隊体制（3個方面総監部増設）の決定

陸自は、北部方面隊の新編以降どれくらいの数の方面隊が必要だと考えていたのであろうか。西部方面隊が新編される前の1955年3月、統合幕僚会議事務局（以下、統幕事務局）が作成した「所要防衛力の検討」にその一端をみることができる。そこには、2個の軍司令部と3個の軍団司令部を設置し、部隊を北海道、東北、西部の3个方面と中央直轄の計4つの地域に区分する計画がある³¹。これは、陸自が3番目の方面隊として東北地方に方面隊を編成する意図があったことを示している。実際、56年に陸幕は57年度計画として東北地方に方面総監部を新設する案（筆者注：自衛官1万人の増員が認められた場合）があったが、増員が認められなかったため次年度に繰り越す処置がとられている³²。

陸幕が東北方面隊を3番目の方面隊として新編する方針を変更し、5個方面隊の検討を始めたのは1957年8月頃とみられ、防衛庁内での本格的な検討が開始されたのは1958年

³⁰ 宮崎弘毅「陸上自衛隊制度改善提言（その十八）」『国防』第34巻第9号（1985年9月）66-68頁。

³¹ 統幕事務局「所要防衛力の検討」渡邊昭夫監修／佐道明広ほか編『堂場文書 DVD-ROM版』（丸善、2013年）通し番号1878、9-11、18-20頁。（以下、『堂場文書』）。3個軍団の上級部隊として2個軍を検討していた（同頁）。

³² 宮崎弘毅「陸上自衛隊制度改善提言（その十三）」『国防』第34巻第3号（1985年3月）73、76頁。この東北方面隊案に対して、直接侵略に対抗する防衛的見地だけでなく、間接侵略防衛及び防衛行政の見地から東部方面総監部の設置を優先した方がよい、とする意見が陸幕法規班にあった（同73頁）。

日田 陸上自衛隊の5個方面管区体制の成立過程

に入ってからであった³³。この頃、陸幕が5個方面隊の必要性をどのように説明していたのか。これを示す1次史料は現時点では見当たらないが、方面管区制導入後に陸幕が内局に提出した資料に記載されている方面隊管区制の趣旨をみると、「国土防衛作戦の特性上、防衛作戦任務と地域行政任務を統括し、作戦と行政の有機的な一体的連携を遺憾ならしめるため、国内を方面区に区分し、それぞれの地区に方面総監部を設置して、防衛・警備及び行政の地域基盤を確立するとともに、機動作戦部隊が自由に行動し得る制度を整えること」とあり、方面区は「防衛警備上の特性に、地勢（地形・行政等）上の特性を考慮した」と説明している（表）³⁴。

表 方面管区制にあたり5コ方面隊に区分した理由

地形	防衛警備上				行政上			方面区
	脅威上		特性上		警察	公調	大蔵	
	脅威	区分	特性	区分				
北海道	直接侵略	北部	海峡の存在 直接対峙 (蓋然性高い)	北部	北海道	北海道	北海道	北部
東北	直接侵略		海峡の存在	東北	東北	東北	東北	東北
関東・信越	間接侵略 直接侵略	中部	首都	東部	関東	関東	関東	関東
中部	間接侵略 直接侵略		中京	中部	中部	中部	東海 北陸	
近畿	間接侵略 直接侵略		大阪	近畿	近畿	近畿	近畿	
四国	間接侵略 直接侵略		中・四国			四国	四国	四国
中国	間接侵略 直接侵略					中国	中国	中国
九州	直接侵略	西部	海峡の存在 朝鮮半島の存在	西部	九州	九州	北九州 南九州	西部

（出典）「方面管区制にあたり5コ方面隊に区分した理由」『宝珠山昇氏所蔵防衛関係資料』番号1092-5、国立国会図書館憲政資料室所蔵。

では、防衛庁・陸幕は方面区の決定に際して何を重視し、また、なぜ5個方面区としたのであろうか。

³³ 「五方面体制—方面管区制—」「自衛力の確立10(1/4)」（「和田盛哉元陸将回想録I」）「防衛庁史資料」平17防衛02014100、1、5頁、国立公文書館所蔵。（以下、和田「五方面体制」）。和田は陸士41期。陸幕第3部長（1957年3月～60年8月）、元西部方面総監。宮崎「陸上自衛隊制度改善提言（その十六）」62-63頁。

³⁴ 「方面管区制にあたり5コ方面隊に区分した理由」『宝珠山昇氏所蔵防衛関係史料』番号1092-5、国立国会図書館所蔵。

先ず、方面管区制の趣旨の中で、作戦と行政の有機的な一体的連携、とあるように、防衛庁・陸幕は方面区に区分する際、行政機関（警察、公安及び大蔵省）との関係を重視していた。1958年11月に内局の防衛局が作成した資料には、一般行政組織との関連を考慮すること、とあり、そこには、つとめて一般行政区画、特に「警察・交通等の行政管轄区域に対応させる」ことが述べられている³⁵。これについて、防衛局は陸自案の5個方面管区制に対し当初否定的な立場であったが、数はともかく方面管区制の主旨は同意という感じであった、とされる³⁶。この作戦と行政の関係については、旧陸軍が本土決戦に備え軍組織と地方行政組織の連携について取り組んでいたように³⁷、国内で作戦を遂行する陸自にとっても、旧陸軍と同様に重要な検討事項であったことが分かる。

次に、方面区が5個となった背景についてみると、その数については陸自が必ずしも目指していた数でなかったことが分かる。表をみると、防衛警備の特性から7つ（北部、東北、東部、中部、近畿、中・四国及び西部）に区分しているものの、このうち中部、近畿及び中国・四国を1つの方面区（中部方面区）として区分し、最終的に5つの方面区としている。この方面区の数については、他の方面区と比較して広範な地域を担当することになる中部方面区の業務上の負担³⁸、あるいは当時防衛局が考えていた警察・交通等の行政管轄区域に対応させるという考えを踏まえると多少疑問を感じる。事実、1967年11月（5個方面管区体制導入後）に陸幕第3部業務計画班が作成した「3次防作成に当っての考え方及びその経緯」をみると、6個方面隊（筆者注：中部方面隊を中部・近畿と中国・四国の2つの方面区に分けた案）を必要な数として記載している³⁹。

では、なぜ5つの方面区となったのであろうか。その背景には、「陸上自衛隊の枠内においては、誠に止むを得ないことであった」⁴⁰という事情があった。この「枠内」が具体的に何を示すかについて記載されている史料は現時点で見当たらないが、この当時、内局の経理局が経費増大の観点から5個方面隊の同時設置には渋い態度であったことを踏まえると

³⁵ 宮崎「陸自制度改善提言（その十八）」66-68頁。

³⁶ 和田「五方面体制」10頁。

³⁷ 服部卓二郎『大東亜戦争全史』（原書房、1965年）892-893頁。服部は、本土決戦構想を進めていく上で、中央集権的態勢を持続するか、地方分権的態勢（究極は、軍管区と一致する道州制）に移行するか政府にとって重要な課題、と述べている。なお、終戦間際の1945年6月には、広域地方行政組織である地方総監府が設置され、その地域区分は陸軍の軍管区と一致していた（同頁）。

³⁸ この方面区には、大戦末期に3つの軍管区（中部、中国及び四国）が置かれていることから、1つの方面隊（方面総監部）がこの地域を担当することの難しさが分かる。

³⁹ G3・業計班・主務者「〔計画官に対する説明〕3次防作成に当っての考え方及びその経緯」『宝珠山昇氏所蔵防衛関係史料』番号3-1、5頁。中部方面隊を2つに分け6個方面隊とした理由は、地域が広大のほか、阪神中京地区の間接侵略対処と山陰山口方面の直接侵略対処との指揮運用を適切にする、としている。これは1965年5月の当初案とされ、同年11月の陸幕案では5個に修正されている。

⁴⁰ 和田「五方面体制」19-20頁。

日田 陸上自衛隊の5個方面管区体制の成立過程

41、予算上の問題とみることができ、この問題がなければ方面隊の数を増やすことも可能であったのであろう。一方、方面隊の設置が定数増加の見送りと関連していたことから、「枠内」が陸自の整備目標 18 万人を示すのであれば、方面区の設置と陸自の整備目標 18 万人には関連性があった、ということが言えるだろう。そしてこの場合、今後計画されている部隊等の整備が 18 万人の中で行わなければならないとすると、方面隊の数は自ずと制限されることになり、5 個という方面区が最大数となるのであろう。

1958 年 3 月以降、内局は陸幕に対し「2 個方面 3 個師管³」、「3 個方面 2 個師管³」及び「5 個方面隊の場合は伊丹、東京の師団司令部を廃止」の 3 案を提示している⁴²。このため、陸幕は 5 個方面隊体制の一気達成は困難だ、と考えていた⁴³。しかし、この状況が一転し、8 月 30 日の庁議で 5 個方面体制が「あっさり決定」された⁴⁴。その理由は、59 年度に計画していた定数 1 万人増加が見送られたためで、この代替のような形で 5 個方面隊（3 個方面總監部の増設）が決定されたのである。和田盛哉第 3 部長（当時）は、正にわが身を疑うような心境であった、とこの時の様子を述べている⁴⁵。5 個方面体制の決定を受け、陸幕は 8 月に東北、東部及び中部方面隊準備隊本部を臨時編成し、方面隊の新編準備に取り組むこととなった⁴⁶。

1959 年 2 月以降、政府は 3 個方面總監部の増設理由を「指揮系統の明確化と指揮の統一」、「組織の簡素化」、「練成の強化」及び「指揮隷属の関係整理と隊務遂行の効率化」と国会で説明している⁴⁷。そして、長官直轄の管区隊及び混成団を全て 5 個の方面隊の編成に加えること及びその他の直轄部隊及び機関のうち特別なもの（例えば、学校）を除き、すべて 5 個の方面隊に整理編成することなどが決まっていた⁴⁸。

このような経緯を経て、1959 年 5 月に 3 個方面總監部を設置する法案が成立し、60 年 1 月には既存の北部及び西部方面隊のほかに、新たに東北、東部及び中部方面隊を加えた 5 個の方面隊となったのである。

41 同上、10 頁。

42 同上、9 頁。

43 同上、10 頁。

44 同上、11 頁。

45 同上。

46 1959 年 1 月 14 日の東北、東部及び中部方面總監部の新設とともに準備隊本部は廃止された。

47 第 31 回国会衆議院内閣委員会議録第 11 号（1959 年 2 月 26 日）8 頁。同参議院内閣委員会会議録第 17 号（1959 年 3 月 31 日）2 頁（いずれも伊能繁次郎防衛庁長官発言）。なお、1 次防の整備目標に 3 個方面隊の新編がなかったことについて、伊能長官は「(昭和)三十四年度の第二年度における防衛目標に即応した計画」と説明している（同参議院内閣委員会会議録第 21 号（1959 年 4 月 28 日）28 頁）。

48 第 31 回国会衆議院議録第 31 号（1959 年 3 月 27 日）2 頁（内海安吉内閣委員長報告）。宮崎「陸自制度改善提言（その十八）」66-68 頁。渡邊「陸上自衛隊の師団創設」40 頁。

(2) 方面管区制の決定

方面管区制の検討は、5個方面隊の検討と同じく1957年8月以降から行われているが⁴⁹、56年11月の統幕事務局の検討資料に「(主動部隊の戦略機動に便ならしめるとともに)警備、補充、留守業務等の遂行に適するよう、方面管区配置を確立する」⁵⁰とあるように、西部方面隊新編の翌年にはすでに方面管区制についての検討が始まっていたとみることができる。

ここで「管区」について説明すると、一般に「管轄する区域」⁵¹を意味し、国家行政機関の地方支部分局などの管轄区域を示す場合に用いられる。また、(旧陸軍の)軍管区は「(一般に)軍の管轄区域をいい、その地域の防衛及び軍事行政を軍管区司令部が管轄する」⁵²のものであった。一方、国内で行動する陸自については、すでに自衛隊法で定められていた警備管区に加え、募集管区、補充管区、補給整備管区及び会計経理管区等が考えられ⁵³、これら防衛行政に係る分掌事項を明らかにしておく必要があったといえる。

1958年3月以降、陸幕は内局との協議を行っている。陸幕は、先ず防衛行政業務が付与されている管区隊及び混成団の機動展開が容易になるよう自衛隊法の改正を内局に要望したが、内局からは現行法でも可能であるとの回答を受けている⁵⁴。4月に入ると陸幕は内局から1.方面管区は防衛庁の支局か、または分遣された地方統轄機関なのか、2.業務は行政的隊務のみか、3.方面隊は部隊か、機関か、の質問を受けるなど⁵⁵、方面管区制を採用するには、行政組織上における方面隊の位置づけを明確にすることのほか、関係法規の新設・改正等の多岐にわたる業務を整理する必要があった。

このような多岐にわたる業務を整理、解決し、方面管区制の導入が決定されたのは、3個方面隊の増設決定と同じ1958年8月30日の庁議であった。これを受け、9月に陸幕第3部編成班が「方面管区制度の施行に関する編成及び制度改正の基本要綱(案)」⁵⁶を、12月

⁴⁹ 和田「五方面体制」1、5頁。宮崎「陸自制度改善提言(その十六)」62-63頁。

⁵⁰ 統合幕僚会議事務局「全面戦争に対応すべき日本防衛力整備上の重点、配置等」 「所要防衛力の前提」『堂場文書』通し番号1880、7頁。

⁵¹ 新村出編『広辞苑 第七版』(岩波書店、2018年)653頁。

⁵² 原剛、安岡昭男編『日本陸海軍事典』(新人物往来社、1997年)239頁。本土決戦準備時には、作戦と軍管区の行政事務を一体的に進めるため6個方面軍8個軍管区司令部が設けられ、方面軍司令官が軍管区司令官を兼務するように措置されていた(同頁)。

⁵³ 宮崎弘毅「陸上自衛隊制度改善提言(その十二)」『国防』第34巻第2号(1985年2月)63-64頁。

⁵⁴ 和田「五方面体制」8頁。

⁵⁵ 同上。

⁵⁶ 宮崎「陸自制度改善提言(その十六)」63頁。

日田 陸上自衛隊の5個方面管区体制の成立過程

には内局が「自衛隊法の一部改正要綱案」⁵⁷を作成するなど、方面管区制の導入に向け慌ただしく作業が進められていった。

1959年1月、陸幕第3部は方面管区制に関する基本方針について天野良英陸上陸幕長の決裁を受けた⁵⁸。天野幕僚長は同年2月の総監等会同において、59年度運営方針説明における強調事項として次のように述べている⁵⁹。

方面管区制の施行は、いうまでもなく防衛および治安警備上の地域的基盤を確立し、隊務運営の基本体制を整備する画期的大事業であって、現体制からの転換には幾多克服されねばならぬ困難な問題を包蔵しているのである。(中略) 後方管理体制の整備確立については、陸幕、単一補給処、地区補給処、在庫統制隊、各部隊等を通じこれら部隊の補給整備、調達等の権限と責任を明確かつ適正ならしめ、後方業務の有効化、能率化、経済化の基盤を造成する目的のため、中央補給処化の施策をおこない、後方業務の整然、かつ、円滑な遂行を期しているものである。これらの施策にともなって、陸幕としては所要の権限と責任を大幅に下部機関に移譲し、もっぱら大綱的指導に徹するよう業務の運営改善を考えている次第であり、これなくしては方面管区制等の施策も画竜点睛を欠くものとして、重視しているところのものである。

また、陸幕第3部は、1959年2月に方面総監部の組織改正案(骨子)を作成している。そこには、方面副総監を廃止して幕僚副長2名を新設することや、方面総監が後方管理業務の権限を新たに有することが挙げられている。

先ず、方面副総監を廃止して幕僚副長2名を新設する案について、これは陸幕第3部編成班が、旧陸軍南方総軍司令部の参謀副長が2名(1名は占領地行政担当。通常の野戦軍司令部編制は兵站担当の参謀副長1名が通例)であったことを参考にした⁶⁰、との回想もあるが現時点でそれを示す1次史料は見当たらない。この幕僚副長案について、陸幕監理部(法規班)から次のような意見があった。それは「方面副総監は、平時仕事が無く一見無用であるように見えるが、有事は方面総監が作戦指揮のため前方司令部に進出した際、

⁵⁷ 宮崎「陸自制度改善提言(その十八)」66-68頁。内局が作成した法案の主旨には、「新たに国内を5方面区に区分し、それぞれの地域に方面総監部を設置して、防衛・警備並びに募集・広報等の行政上の地域基盤を設けようとするもの」とあり、その方針は、1.指揮系統の整理と組織の簡素化、2.一般行政組織との関連の考慮、3.警備区域の整理と警備の効率化、4.管区隊の行政責任の解除、を挙げていた。

⁵⁸ 陸上幕僚監部総務課文書班隊史編さん係編『陸上自衛隊史 自昭和32年度 至昭和34年度』(防衛庁陸上幕僚監部、1962年)256頁、東京大学法学部研究室図書室所蔵。

⁵⁹ 同上、214-215頁。

⁶⁰ 宮崎「陸自制度改善提言(その十八)」71頁

軍管区司令官として方面総監の代理をつとめ、後方を統括するため必要である。また、廃止すれば、方面総監が事故又は欠けたときは、幕僚長は幕僚であるが故に代理は出来ず、前任の管区総監が代理となるため、管区総監の所在地が遠隔であるときは問題である⁶¹、また、幕僚副長2名を新設する案については、方面幕僚長の業務をどのように分割し補佐をするか。部課長との関係が不明確で結節が多く幕僚業務を不円滑にする恐れがある、というような反対意見であった⁶²。

第3部は、このような意見を踏まえつつ方面総監部組織規則の最終案について8月に陸幕長の承認を受け、副総監の廃止及び幕僚副長（筆者注：防衛担当と行政担当の2名）の新設、営繕課の新設、監察課の廃止と監察官の新設及び幕僚幹事室の設置が決定された⁶³。なお、方面副総監の廃止に伴う方面幕僚長の職務は、業務室（文書の進達、隊務の能率的運営、業務計画の分析等が職務）の新設と幕僚副長をもって補佐させることとし、部課長は幕僚長の統制を受けることとした⁶⁴。また、第4部長の職務に施設の取得、建設、維持及び修理を明示し、さらに、地方連絡部が方面総監の指揮監督下にあることから募集課を新設することも決まった⁶⁵。

もう1つの方面総監が後方管理業務の権限を有する案について、これは方面管区制の導入にあたって最も大きな問題であった⁶⁶。その理由は、これまで管区総監が保有していた後方管理業務の権限が薄められ、いわゆる完全統率の形が崩れる、というものであった⁶⁷。実際、管区制の導入により、従来管区総監及び混成団長に認められていた補給処、病院等の機関に対する指揮監督権はすべて方面総監に移すことになり、また、部隊の後方業務等の基盤となる駐屯地業務も方面総監所管となった⁶⁸。旧陸軍の管区制をみると、師団長が師管区司令官を兼務していたため、現場の連隊長は師団長の指揮監督を受けて部隊の練成を行うとともに、衛戍司令官として師管区司令官の命令を受けて衛戍地の警備と規律の維持にあたっており、このため指揮統制は一元的で簡明効率的であった、とされる⁶⁹。一方、方面管区制の導入は、師団長が衛戍司令官としての役割を持たなくなることを示す。このため、現場の連隊長（兼駐屯地司令）の立場でみると、部隊の練成は管区総監（師団長）

61 同上、70-71頁。

62 同上。

63 同上、71-76頁。

64 宮崎「陸自制度改善提言（その十八）」75-76頁。

65 同上。

66 和田「五方面体制」6-7頁。

67 同上、7頁。

68 第31回国会衆議院議録第31号（1959年3月27日）2頁（内海安吉内閣委員長報告）。

69 横地光明「最後の士官候補生、自衛隊勤務回想録⑨ 任は重く、されど身は北面の武士か」『軍事研究』第47巻第7号（2012年7月）158-159頁。元東北方面総監。

日田 陸上自衛隊の5個方面管区体制の成立過程

の指揮監督の下に、また駐屯地の警備及び業務統制は方面総監の指揮監督の下に行うこととなり、旧陸軍の管区制と比較すると指揮系統が二元指揮のような形になっていた⁷⁰。第3部でも「駐屯地業務隊は方面直轄となり、師団長からは衣食住の権限を剥奪するもので、第一線指揮官としては統率上、大なる支障がある」⁷¹との意見があった。和田第3部長（当時）は、管区総監の権限が一部失われることについて心情的には理解できるが制度の主旨を曲げることはできず、駐屯地の管理業務等の一部について師団長の限定指揮を認めるなど色々な緩和措置を講じたが、「一度定めた基本制度は小細工はきかないということである。むしろ、留意すべきは法規を活用して、生きた統率、管理をするということであると思う次第である」と述べている⁷²。

このほか、軍事編制上における方面隊の地位が変化している。それは、西部方面隊までの方面隊の英語表記であった Corps（軍団）が、その上位部隊を意味する Army（軍）に改めてられている点である（筆者注：日本語表記は方面隊のままである）。その理由について、堀江正夫元西部方面総監は「いざという時に増援される米軍の師団・軍団をその指揮下に入れる。米軍を方面総監の指揮下に入れて、統一作戦ができるようにする敷石だった」⁷³と述べている。

このような経緯を踏まえ、1959年5月に法案が可決し、方面管区制は「陸上自衛隊における指揮隷属関係を整理し、隊務遂行の効率化をはかる」⁷⁴ことを目的として成立した。また、12月には警備区域が従来の管区単位から方面区単位に改められることが決まり、方面総監部が方面区内の作戦指揮と行政管轄の両者を担うことになった⁷⁵。防衛庁・陸幕は、方面総監の任務を「隷下部隊等を指揮統率するとともに、方面区における防衛・警備及び防衛行政に関する事項を統括する」と定め、北部及び西部方面総監部には「直接侵略に対処し得る能力を重視し、従来の地域（北海道及び九州地区）の防衛・警備及び防衛行政」を、東北方面総監部には「北部、西部とほぼ同様の性格をもって、東北地区の防衛・警備及び防衛行政」を、そして東部及び中部方面総監部には「東京、大阪及び中京等の日本中樞部を含む地域の防衛・警備及び防衛行政」をそれぞれ担任させた⁷⁶。

⁷⁰ 同上、159頁。

⁷¹ 和田「五方面体制」7頁。陸幕第4部からは、地区補給処が長官直属から方面の編合部隊となるため技術系統のチャンネルを失う、との意見があった（同7-8頁）。

⁷² 同上、7、18、23頁。

⁷³ 「堀江正夫オーラル・ヒストリー」防衛省防衛研究所戦史研究センター編『オーラル・ヒストリー 冷戦期の防衛力整備と同盟政策① 四次防までの防衛力整備計画と日米安保体制の形成』（防衛省防衛研究所、2012年）273頁。

⁷⁴ 第31回国会衆議院議録第31号（1959年3月27日）2頁（内海安吉内閣委員長報告）。

⁷⁵ 「警備担当区域及び主要部隊配置図（昭和35.3.31現在）」「防衛力の活用1(1/2)」（陸上自衛隊の防衛と警備 その1）「防衛庁史資料」平17防衛02325100、263頁、国立公文書館所蔵。

⁷⁶ 「陸上自衛隊変遷史（その6）」38-39頁。

1960年1月14日、方面管区制が施行された。方面管区制の導入により課題であった指揮系統の整理、方面総監部の組織と役割の見直し及び防衛行政業務がもたらす管区隊等への影響が改善された。さらに、「その地域に対する防衛・警備及び防衛行政の指揮機能は格段に強化」され、「これによって状況の変化に応じ、当該地区にある管区隊、混成団を他の方面区にも転用することが可能」になったのである⁷⁷。

おわりに

本稿では、陸自の方面隊がどのような背景で誕生し、その後いかなる経緯で5個方面隊による方面管区体制（5個方面管区体制）になったのかを考察した。

最初に編成された北部方面隊は、米陸軍野戦部隊の編成を基にして編成され、保安隊が発足した1952年10月に誕生した。この方面隊が北海道に配置された理由は、中央から距離的に離れており、治安が乱れた場合は非常に守りにくい地域となることから、「北辺の治安の維持力の強化」が必要になったためであった。そして、その背景には米駐留軍に代わり警察予備隊（当時）が北海道防衛責任を引き受けたこともあった。このため、警察予備隊本部・総隊総監部は北部方面隊（方面総監部）を新編し、北海道防衛のため中央から委任を受け独立して行動できる体制を整えることになったのである。

次に編成された西部方面隊は、自衛隊発足後の1955年12月に編成された。この方面隊が九州（及び山口県）に配置された理由は、北部方面隊新編時の距離的な観点に加え、他の地区への管区隊等の移動と集中を考慮している点に特徴があった。また、西部方面隊が編成された翌年から米地上軍の撤退が開始されている。当時の防衛庁・自衛隊は、この米地上軍撤退の早期促進と撤退後の真空状態の回避を考えていたことから、新たに九州に方面隊を編成し、北部方面隊とともに脅威の蓋然性が高いこの2つの地域の防衛強化を図ろうとしていたのである。

この2つの方面隊の成立過程をみると、第一に、方面隊の新編及び配備は北海道防衛責任移管や米地上軍撤退にみられるように米地上軍の動きに影響を受けていた、という特性がある。そして米国は、その後の方面体制に影響を与えた2つの計画を1952年の時点でもっていた。それは、北海道と九州に各1個軍団を置き地上部隊を10個師団設置することや、日本の地上部隊を1個軍5個軍団体制とする構想である（実際、その後編成された陸自の部隊の規模や編成時期は異なるものの、この構想に近い地上部隊の体制になっている）。この構想のうち、日本の地上部隊を10個師団とすることについて、日本政府は54年に米

⁷⁷ 同上、39頁。

日田 陸上自衛隊の5個方面管区体制の成立過程

国との間で合意しており、防衛庁・陸自はこれを目標として陸上防衛力の整備を行ってきた。そして、58年（方面管区制導入前）には2個方面隊6個管区隊4個混成団体制となり、米国と合意した10個の機動作戦部隊（管区隊及び混成団）がすでに編成されていた。このことは、中央組織である防衛庁・陸幕がこれらの機動作戦部隊だけでなく、長官直轄部隊及び機関など多くの組織に対する指揮統制を行わなければならない状況であったことを示している。このため、これらの部隊・機関に対する指揮系統を整理し、複雑多岐に亘る業務を効率的に行える体制（組織）をいかに整えるか、ということが課題となっていた。

第二の特性として、北部方面隊（方面総監部）は野戦軍的な性格を有する部隊（司令部）として当初編成されたが、西部方面隊が編成された頃にはその性格が変化し、防衛行政業務も担うことになった、という点がある。これは、長官直轄の機関である地方連絡部、病院及び補給処が、自衛隊発足時に方面総監（及び管区総監）の指揮監督下となることが決定されたためである。これにより方面隊（方面総監部）は野戦軍としての役割に加え、防衛行政機関の役割も併せ持つことになったのである。このため、防衛行政業務を行うために総監部の編制とは別の人員を充てて業務を処理しなければならない問題に加え、本来管轄区域をもたない管区隊等の機動作戦部隊が管区行政業務のために輕易に出動することが困難な状況になった、という問題が生じたのである。この問題を解決するため、管区隊等の防衛行政業務をその上級司令部である方面総監部に移管することが必要であり、また方面総監部も行政業務を行える組織に改編することが課題となっていた。

これらの課題解決のため、防衛庁・陸幕は、管区隊等との間に方面隊（方面総監部）を設置して、全国の部隊等をこの方面隊を通じて指揮統制できる体制とすること及び防衛行政の分掌事項を明らかにするため方面管区制導入の検討を開始した。

まず、方面隊（方面総監部）の設置について、陸幕は3番目の方面隊として東北方面隊の新編を当初検討していた。しかし、当該年度の定数増加が認められなかったことからこの検討案は見送られ、5個方面隊の検討が行われるようになった。陸幕が5個方面隊の検討を本格的に開始したのは、1958年に入ってからであった。決定された方面管区制の趣旨をみると、「国土防衛作戦の特性上、防衛作戦任務と地域行政任務を統括し、作戦と行政の有機的な一体的連携を遺憾ならしめるため、国内を方面区に区分し、それぞれの地区に方面総監部を設置して、防衛・警備及び行政の地域基盤を確立するとともに、機動作戦部隊が自由に行動し得る制度を整えること」とあり、方面区は「防衛警備上の特性に、地勢（地形・行政等）上の特性を考慮」して5個に区分された。この決定に至るまで、陸幕は内局との協議を通じ5個方面隊の一气達成は困難だ、と考えていた。しかし、59年度の定数増加が見送られたことにより、その代替として5個方面体制が防衛庁内で決定されたのである。なお、この5個方面体制の決定前に、陸幕は7個程度の方面区が必要であると考えて

いたと思われるが、「陸上自衛隊の枠内」という制約のため5個の方面区（隊）となった（陸幕がこの方面隊の数について満足していないことは、その後の第3次防衛力整備計画策定段階において6個方面隊設置案を検討していたことから伺える）。このような経緯を経て5個方面体制となったが、これによりそれまで防衛庁・陸幕が数多くの部隊、機関に対して直接指揮監督していた状態が解消され、方面総監（方面隊）を通じて管区隊、混成団、一部の長官直属部隊及び機関を運用できる体制となった。5個方面体制が認められた理由に、「指揮系統の明確化と指揮の統一」や「隷属関係の整理」があるが、これが示すとおり、課題であった陸自の部隊及び機関に対する指揮系統が整理され、複雑多岐に亘る業務を効率的に行える体制（組織）となることができたのである。

次に、方面管区制の検討について、防衛庁・陸幕は国土において作戦を遂行する陸自の特性から行政機関との関係を重視しており、方面管区制の趣旨及び方面区の設定においてもこのことが考慮されていた。方面管区制の導入にあたっては、内局と陸幕の間で方面隊（総監部）の行政上の位置付けなどいくつかの解決すべき問題もあったが、1959年5月には方面管区制が国会で承認された。方面管区制の導入に伴い、方面総監部の組織は、行政担当の幕僚副長の配置や募集課及び営繕課が新設されるなど、総監部が防衛行政業務を担える体制になったほか、方面総監が部隊の補給整備等の後方管理業務の権限を新たに有することも決まった。そして、管区隊の行政業務が方面隊に移管されたことにより管区隊等の機動性が確保されるなど、課題であった方面総監部の組織と役割の見直しや、防衛行政業務がもたらす管区隊等への影響が改善されたのである。

このような経緯を経て、1960年1月14日、5個方面隊による方面管区制が施行されることになった。方面管区制の導入により「その地域に対する防衛・警備及び防衛行政の指揮機能は格段に強化」され、「これによって状況の変化に応じ、当該地区にある管区隊、混成団を他の方面区にも転用することが可能」になった。また、「方面隊は、警備区域を与えられ、方面区内には2～4個の師団及び地区補給処・地区病院を含む方面直轄部隊が配置されているので、統帥参考流に言えば、既に第一次集中を終え、戦略展開も半分でき、あとは他方面区内からの増援による第二次以降の集中を待つ態勢になっている」、「旧軍時代の軍司令部以上の高等司令部は、戦時応急に編成されたため、統帥が慣熟するまでの間、特に統率の面で隷下部隊との間がしっくりいかないことがあったようである。この点、現在の方面総監部は、平時から隷下部隊を統率し、ともに訓練しているので、旧軍のように不慣れからくる問題は少ないと思われる」などの効果もあったのである⁷⁸。

その後、この5個方面管区体制の下で13個師団が創設され、また近年新設された陸上

⁷⁸ 武岡敦彦『方面隊運用序説』（陸上自衛隊幹部学校修親会、1976年）11,92頁、靖国偕行文庫所蔵。

日田 陸上自衛隊の5個方面管区体制の成立過程

総隊などの中央司令部新設検討において方面隊の減少案などが陸幕内で議論されたものの⁷⁹、陸自は方面管区制を維持しつつ、現在も方面管区制導入時と同じ方面隊の数及び配置で存在している。このことから、5個方面管区体制の成立は陸自の防衛警備あるいは防衛力整備を考察する上で重要な結節点であった、と言えるだろう。

⁷⁹ 防衛省防衛研究所戦史部編『西元徹也オーラル・ヒストリー（上巻）』（防衛省防衛研究所、2010年）206-207頁。